

「旧若葉台西中学校の本格活用に向けた調査・企画業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「旧若葉台西中学校の本格活用に向けた調査・企画業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 契約事務受任者は、プロポーザルの実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(プロポーザル評価委員会)

第4条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

2 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

旭区総務課長
旭区地域振興課長
旭区区政推進課長
財政局資産経営課長
建築局住宅再生課担当課長
都市整備局地域まちづくり課長

3 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は旭区総務課長、副委員長は旭区地域振興課長をもって充てる

4 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会の会議の議長となる。

5 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

6 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

7 委員長は、評価結果を旭区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものと

する。

(評価)

第5条 評価委員会は、次に掲げる事項について提案書の評価を行う。

- (1) 業務実績、業務実施体制等
- (2) 提案内容の妥当性・実現性等
- (3) 成果品等の品質確保や合理性、実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年1月24日から施行する。